令和８年 12 月 25 日施行
「こども性暴力防止法」への準備は万全ですか？

幼稚園・保育園・認定こども園の経営者・総務担当者の皆さまへ

法改正への対応遅れは、園の社会的信用失墜に直結します。今すぐ確実な対策を！

子どもたちの安全を守るための新法「こども性暴力防止法（日本版 DBS）」が、いよいよ今年 12 月から施行されます。これにより、すべての幼児教育・保育施設において、「性犯罪歴の確認（特定性犯罪前科確認）」や「安全確保措置（規程の整備・相談体制の整備・研修の実施など）」が義務付けられます。

「うちの園は大丈夫」と思っていても、就業規則の改定、採用フローの見直し、職員への研修の実施など、クリアすべき課題は山積みです。直前になって慌てないために、**この８月からの５か月の間**で、万全の体制を整えましょう！

💡 このような「お悩み」や「焦り」はありませんか？

・「新法の内容はだいたいは知っているが、具体的に何をどうすればいいのかわからない」
・「就業規則や採用フローを変えなければいけないようだが、どう変えるか悩んでいる」
・「万が一、該当者や疑いがある事案が発生した際の配置転換などの社内ルールがない」

🛠️ 当事務所が伴走する「施行に向けた５か月対策プラン」

新法施行までに、対応しなければいけないとされていることは以下となります。
（こども家庭庁ホームページから抜粋）

1　制度についての従事者等への周知

2　犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定
② 対象業務従事者の範囲の検討・確定
③ 就業規則の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）
④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3　安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）
③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4　情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

これらへの対応が、新法施行日の 12 月 25 日までに完了するようサポートいたします

💰 安心のサポート料金プラン

施行前の集中対策から、施行後のスムーズな運用定着まで、無理なく継続いただける段階的な料金設定をご用意しました。

【準備期間】　令和８年８月 ～ 12月（5か月間）の場合　月額 33,000円（税込）
（９月開始：令和８年９月 ～ 12月（4か月間）の場合　月額 44,000円（税込））
（10月開始：令和８年10月 ～ 12月（3か月間）の場合 月額 66,000円（税込））
新法施行時までに、対応しなければいけないことが完了するようサポートいたします。

【運用・定着期間】令和９年１月 ～　月額 22,000円（税込）～
施行後の制度運用に関して疑問点が出てきた場合や、規程を見直した方がいい点が出てきた場合など、かかりつけ医のようにサポートします。
なお、こちらは、当事務所の通常の「相談対応の顧問契約」となりますので、こども性暴力防止法含め労働全般・社会保険全般の法的なことについてもご相談いただけます。

📌 ご契約に関する安心のお約束

基本的には長期的にサポートをさせていただきたいと考えておりますが、まずはしっかり体制を作っていただくため、**令和９年７月以降は、いつでも解約・終了が可能**です。
「まずは法改正の荒波を乗り越えるまで」という園様も、安心してご相談ください。

「まだ何も決まっていない」という段階でのご相談が、一番効果的です。
気軽にお問い合わせください。詳しいご説明をさせていただきます。

お問い合わせ先　℡ 070-7651-0006　松浦 まで

まつうらみとし社会保険労務士事務所
代表　社会保険労務士 松浦 巳敏
〒503-0981　岐阜県大垣市桧町 1483
℡　070-7651-0006
URL　https://mitoshi-sr.com
E-mail　m.matsuura1344@gifu-syarousi.or.jp

※　顧問社労士がいらっしゃる場合には、こども性暴力防止法への対応も行われることと思いますので、こちらのちらしは破棄いただきますようお願いいたします。